

令和2年3月 富山市議会定例会議案

	世帯数	人口	面積
令和2年1月31日現在（住民基本台帳）	180,046	415,535	1,241.77 km ²

目 次

議案第 1 号	令和2年度富山市一般会計予算	1 頁
議案第 2 号	令和2年度富山市公債管理特別会計予算	1 1
議案第 3 号	令和2年度富山市駐車場事業特別会計予算	1 5
議案第 4 号	令和2年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	1 9
議案第 5 号	令和2年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算	2 3
議案第 6 号	令和2年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算	2 7
議案第 7 号	令和2年度富山市介護保険事業特別会計予算	3 1
議案第 8 号	令和2年度富山市国民健康保険事業特別会計予算	3 5
議案第 9 号	令和2年度富山市企業団地造成事業特別会計予算	3 9
議案第 10 号	令和2年度富山市白樺ハイツ事業特別会計予算	4 3
議案第 11 号	令和2年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算	4 7
議案第 12 号	令和2年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算	5 1
議案第 13 号	令和2年度富山市競輪事業特別会計予算	5 5
議案第 14 号	令和2年度富山市農業集落排水事業特別会計予算	5 9
議案第 15 号	令和2年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算	6 3
議案第 16 号	令和2年度富山市軌道整備事業特別会計予算	6 7
議案第 17 号	令和2年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算	7 1
議案第 18 号	令和2年度富山市水道事業会計予算	7 5
議案第 19 号	令和2年度富山市工業用水道事業会計予算	7 9
議案第 20 号	令和2年度富山市公共下水道事業会計予算	8 1
議案第 21 号	令和2年度富山市病院事業会計予算	8 5
議案第 22 号	富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	8 8

議案第 2 3 号	富山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9 1
議案第 2 4 号	富山市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9 2
議案第 2 5 号	富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9 3
議案第 2 6 号	富山市特別職の指定等に関する条例及び富山市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件	9 5
議案第 2 7 号	富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件	9 6
議案第 2 8 号	富山市食品衛生条例の一部を改正する条例制定の件	9 7
議案第 2 9 号	富山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9 9
議案第 3 0 号	富山市興行場法施行条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 1
議案第 3 1 号	富山市動物愛護管理員条例制定の件	1 0 2
議案第 3 2 号	富山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件	1 0 3
議案第 3 3 号	富山市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件	1 1 5
議案第 3 4 号	富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	1 1 6
議案第 3 5 号	富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件	1 1 7
議案第 3 6 号	富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	1 1 8
議案第 3 7 号	富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部を改正する条例制定の件	1 1 9
議案第 3 8 号	富山市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 0
議案第 3 9 号	富山市附属機関設置条例及び富山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 1
議案第 4 0 号	富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 3

議案第 4 1 号	富山市自転車競走実施条例の一部を改正する条例制定の件…	1 2 4
議案第 4 2 号	富山で働き・学ぶ生き方応援奨学基金条例制定の件……………	1 2 5
議案第 4 3 号	富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件 ……………	1 2 7
議案第 4 4 号	富山市漁港管理条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 3 4
議案第 4 5 号	富山市林道条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 3 5
議案第 4 6 号	富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 3 6
議案第 4 7 号	富山市市街化調整区域における開発行為等の許可の基準に関 する条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 3 9
議案第 4 8 号	富山市まちなか賑わい広場等条例の一部を改正する条例制定 の件……………	1 4 1
議案第 4 9 号	富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置 等に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 4 2
議案第 5 0 号	富山地区広域圏事務組合規約の変更に関する件……………	1 4 3
議案第 5 1 号	財産の無償譲渡の件……………	1 4 4
議案第 5 2 号	財産の無償譲渡の件……………	1 4 5
議案第 5 3 号	財産の無償譲渡の件……………	1 4 6
議案第 5 4 号	市道路線の認定及び廃止の件……………	1 4 7

一 般 会 計

議案第 1 号

令和2年度富山市一般会計予算

令和2年度富山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ165,568,489千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月28日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		74,178,974
	1 市民税	31,507,974
	2 固定資産税	31,400,000
	3 軽自動車税	1,180,000
	4 市たばこ税	2,320,000
	5 入湯税	94,000
	6 事業所税	3,610,000
	7 都市計画税	4,067,000
2 地方譲与税		1,445,000
	1 地方揮発油譲与税	338,000
	2 自動車重量譲与税	1,015,000
	3 森林環境譲与税	67,500
	4 特別とん譲与税	2,500
	5 航空機燃料譲与税	22,000
3 利子割交付金		62,000
	1 利子割交付金	62,000
4 配当割交付金		343,000
	1 配当割交付金	343,000
5 株式等譲渡所得割交付金		224,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	224,000
6 法人事業税交付金		803,000
	1 法人事業税交付金	803,000
7 地方消費税交付金		9,615,000
	1 地方消費税交付金	9,615,000
8 ゴルフ場利用税交付金		67,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	67,000
9 自動車税環境性能割交付金		129,000
	1 自動車税環境性能割交付金	129,000
10 地方特例交付金		370,000
	1 地方特例交付金	370,000
11 地方交付税		16,500,000
	1 地方交付税	16,500,000
12 交通安全対策特別交付金		70,000

(単位 千円)

款	項	金額
	1 交通安全対策特別交付金	70,000
13 分担金及び負担金		115,893
	1 負担金	115,893
14 使用料及び手数料		2,797,298
	1 使用料	2,440,977
	2 手数料	356,321
15 国庫支出金		23,182,239
	1 国庫負担金	17,191,868
	2 国庫補助金	5,876,276
	3 委託金	114,095
16 県支出金		12,358,929
	1 県負担金	7,691,434
	2 県補助金	3,660,350
	3 委託金	1,007,145
17 財産収入		356,877
	1 財産運用収入	297,941
	2 財産売却収入	58,936
18 寄附金		61,300
	1 寄附金	61,300
19 繰入金		1,560,441
	1 特別会計繰入金	203,741
	2 基金繰入金	1,356,700
20 諸収入		2,995,638
	1 延滞金、加算金及び過料	90,001
	2 市預金利子	83
	3 貸付金元利収入	1,232,645
	4 受託事業収入	51,390
	5 収益事業収入	80,000
	6 雑入	1,541,519
21 市債		18,332,900
	1 市債	18,332,900
歳 入	合 計	165,568,489

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		764,969
	1 議会費	764,969
2 総務費		16,822,901
	1 総務管理費	8,733,979
	2 企画費	5,069,537
	3 徴税費	1,503,642
	4 戸籍住民基本台帳費	1,039,767
	5 選挙費	188,885
	6 統計調査費	205,945
	7 監査委員費	81,146
3 民生費		63,465,067
	1 社会福祉費	29,290,733
	2 児童福祉費	29,661,852
	3 生活保護費	3,998,757
	4 市民生活費	379,529
	5 青少年女性費	134,195
	6 災害救助費	1
4 衛生費		8,701,455
	1 保健衛生費	4,638,892
	2 環境衛生費	4,062,563
5 労働費		618,499
	1 労働諸費	618,499
6 農林水産業費		4,645,873
	1 農業費	1,497,366
	2 農地費	2,519,110
	3 林業費	417,060
	4 水産業費	212,337
7 商工費		3,586,860
	1 商工費	3,586,860
8 土木費		23,859,883
	1 土木管理費	782,583
	2 道路橋りょう費	5,723,344
	3 河川水路費	702,947

(単位 千円)

款	項	金額
	4 港湾費	2,514
	5 都市計画費	15,259,407
	6 住宅費	1,389,088
9 消防費		5,207,994
	1 消防費	5,207,994
10 教育費		16,125,307
	1 教育総務費	1,798,644
	2 小学校費	7,220,992
	3 中学校費	3,809,137
	4 幼稚園費	509,442
	5 社会教育費	2,787,092
11 災害復旧費		72,000
	1 農林水産施設災害復旧費	69,500
	2 公共土木施設災害復旧費	2,500
12 公債費		21,597,681
	1 公債費	21,597,681
13 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出	合 計	165,568,489

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	校舎改築事業費 (堀川小学校(その1))	2,381,385	令和2年度	714,240
				令和3年度	1,667,145
		校舎改築事業費 (月岡小学校特別教室棟)	560,810	令和2年度	56,081
				令和3年度	504,729
		校舎改築事業費 (速星小学校(その2))	559,225	令和2年度	27,950
				令和3年度	531,275
		校舎改築事業費 (奥田小学校解体)	296,500	令和2年度	148,250
				令和3年度	148,250
	耐震補強事業費 (大久保小学校)	712,300	令和2年度	284,920	
			令和3年度	427,380	
	3 中学校費	学校施設整備事業費 (月岡中学校屋外避難階段)	39,900	令和2年度	19,950
				令和3年度	19,950
		校舎改築事業費 (西部中学校(その1))	1,041,385	令和2年度	312,340
				令和3年度	729,045
5 社会教育費	公民館建設事業費 (長岡公民館)	278,200	令和2年度	83,460	
			令和3年度	194,740	

第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ガラス美術館展覧会開催業務委託費	自令和 2 年度至令和 3 年度	30,000
ガラス美術館広報活動業務委託費	自令和 2 年度至令和 3 年度	5,000
納税通知書等運搬業務委託費	自令和 2 年度至令和 3 年度	700
一般財団法人富山勤労総合福祉センターの勤労総合福祉施設整備費元利償還金補助金	自令和 3 年度至令和 5 年度	22,242 及び利子相当額
富山市土地開発公社による公共用地等先行取得事業費	自令和 2 年度至令和 12 年度	400,000 及び利子相当額
富山市土地開発公社事業資金債務保証	自令和 2 年度至令和 12 年度	400,000 及び利子相当額

第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務管理費	298,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
企画費	445,000			
社会福祉費	6,400			
児童福祉費	896,100			
環境衛生費	64,100			
農地費	474,800			
林業費	96,500			
水産業費	64,300			
商工費	7,000			
道路橋りょう費	1,301,100			
河川水路費	351,700			
都市計画費	2,922,600			
住宅費	404,500			
消防費	916,100			
教育総務費	2,100			
小学校費	2,422,300			
中学校費	1,294,700			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育費	545,600			
農林水産施設 災害復旧費	20,000			
臨時財政対策費	5,800,000			

公 債 管 理 特 別 会 計

議案第 2 号

令和2年度富山市公債管理特別会計予算

令和2年度富山市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,040,161千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和2年2月28日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		21,590,481
	1 一般会計繰入金	21,590,481
2 市債		2,449,680
	1 市債	2,449,680
歳入合計		24,040,161

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公債費		24,040,161
	1 公債費	24,040,161
歳 出 合 計		24,040,161

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換費	2,449,680	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

駐 車 場 事 業 特 別 会 計

議案第 3 号

令和2年度富山市駐車場事業特別会計予算

令和2年度富山市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ360,914千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月28日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		360,596
	1 使用料	360,596
2 財産収入		318
	1 財産運用収入	318
歳入合計		360,914

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 駐車場費		360,914
	1 駐車場管理費	360,914
歳 出 合 計		360,914

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

議案第 4 号

令和2年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
令和2年度富山市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,610千円
と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表
歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の
規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債
の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和2年2月28日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		24,510
	1 一般会計繰入金	24,510
2 繰越金		4,553
	1 繰越金	4,553
3 諸収入		15,627
	1 貸付金元利収入	15,626
	2 雑入	1
4 市債		36,920
	1 市債	36,920
歳入合計		81,610

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		81,610
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	81,610
歳 出 合 計		81,610

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	36,920	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項、同法施行令第42条の規定による。

後期高齢者医療事業特別会計

議案第 5 号

令和2年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和2年度富山市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,924,570千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月28日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		4,580,319
	1 後期高齢者医療保険料	4,580,319
2 繰入金		6,171,401
	1 一般会計繰入金	6,171,401
3 諸収入		172,850
	1 受託事業収入	157,137
	2 償還金及び還付加算金	15,500
	3 雑入	13
	4 延滞金及び過料	200
歳入	合計	10,924,570

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		287,695
	1 総務管理費	270,474
	2 徴収費	17,221
2 後期高齢者医療広域連合納付金		10,620,375
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	10,620,375
3 諸支出金		15,500
	1 償還金及び還付加算金	15,500
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		10,924,570

まちなか診療所事業特別会計

議案第 6 号

令和2年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算

令和2年度富山市のまちなか診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ142,094千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月28日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 診療収入		100,296
	1 外来収入	100,296
2 介護収入		5,076
	1 在宅介護収入	5,076
3 使用料及び手数料		384
	1 手数料	384
4 繰入金		36,337
	1 一般会計繰入金	36,337
5 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		142,094

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		124,292
	1 施設管理費	124,292
2 医業費		17,802
	1 医業費	17,802
歳 出 合 計		142,094

介護保険事業特別会計

議案第 7 号

令和2年度富山市介護保険事業特別会計予算

令和2年度富山市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,913,244千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月28日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 保険料		9,081,176
	1 介護保険料	9,081,176
2 使用料及び手数料		1,848
	1 総務手数料	1,848
3 国庫支出金		9,894,476
	1 国庫負担金	7,481,045
	2 国庫補助金	2,413,431
4 支払基金交付金		11,469,513
	1 支払基金交付金	11,469,513
5 県支出金		6,156,369
	1 県負担金	5,858,633
	2 県補助金	297,736
6 財産収入		2,737
	1 財産運用収入	2,737
7 繰入金		7,287,956
	1 一般会計繰入金	6,658,723
	2 基金繰入金	629,233
8 諸収入		19,169
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 第三者納付金	15,000
	3 返納金	1
	4 雑入	4,166
歳入合計		43,913,244

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		776,380
	1 総務管理費	356,508
	2 徴収費	37,731
	3 介護認定審査会費	374,488
	4 趣旨普及費	7,653
2 保険給付費		41,060,168
	1 介護サービス等諸費	38,011,390
	2 介護予防サービス等諸費	858,559
	3 その他諸費	51,482
	4 高額介護サービス等費	951,367
	5 高額医療合算介護サービス費	133,296
	6 特定入所者介護サービス等費	1,054,074
3 地域支援事業費		2,053,805
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,310,920
	2 一般介護予防事業費	127,692
	3 包括的支援事業・任意事業費	615,193
4 基金積立金		2,741
	1 基金積立金	2,741
5 諸支出金		20,150
	1 償還金及び還付加算金	20,150
歳 出 合 計		43,913,244

国民健康保険事業特別会計

議案第 8 号

令和2年度富山市国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度富山市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,602,331千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月28日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		6,699,891
	1 国民健康保険料	6,699,891
2 国庫支出金		16,633
	1 国庫補助金	16,633
3 県支出金		24,223,402
	1 県負担金・補助金	24,223,402
4 財産収入		3,572
	1 財産運用収入	3,572
5 繰入金		2,609,606
	1 一般会計繰入金	2,609,606
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		49,226
	1 延滞金、加算金及び過料	1,102
	2 市預金利子	10
	3 雑入	48,114
歳入	合計	33,602,331

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		484,618
	1 総務管理費	418,187
	2 運営協議会費	280
	3 趣旨普及費	2,733
	4 特別対策事業費	63,418
2 保険給付費		24,009,105
	1 療養諸費	21,048,415
	2 高額療養費	2,866,450
	3 移送費	300
	4 出産育児諸費	79,840
	5 葬祭諸費	14,100
3 国民健康保険事業費納付金		8,778,184
	1 医療給付費分	5,918,204
	2 後期高齢者支援金等分	2,119,731
	3 介護納付金分	740,249
4 保健事業費		283,876
	1 特定健康診査等事業費	214,846
	2 保健事業費	69,030
5 基金積立金		3,572
	1 基金積立金	3,572
6 公債費		375
	1 公債費	375
7 諸支出金		41,601
	1 償還金及び還付加算金	41,601
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		33,602,331

企業団地造成事業特別会計

議案第 9 号

令和2年度富山市企業団地造成事業特別会計予算

令和2年度富山市の企業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,221,869千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和2年2月28日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		106,670
	1 財産運用収入	103,270
	2 財産売却収入	3,400
2 繰入金		87,946
	1 一般会計繰入金	87,946
3 諸収入		253
	1 雑入	253
4 市債		1,027,000
	1 市債	1,027,000
歳入合計		1,221,869

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 企業団地造成事業費		1,096,718
	1 企業団地造成事業費	1,096,718
2 公債費		125,151
	1 公債費	125,151
歳 出 合 計		1,221,869

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
企業団地造成事業費	1,027,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

白樺ハイツ事業特別会計

議案第 10 号

令和 2 年度富山市白樺ハイツ事業特別会計予算

令和 2 年度富山市の白樺ハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 33,473 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 28 日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		33,473
	1 一般会計繰入金	33,473
歳入合計		33,473

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 白樺ハイツ事業費		30,711
	1 白樺ハイツ事業費	30,711
2 公債費		2,762
	1 公債費	2,762
歳 出 合 計		33,473

牛岳温泉健康センター事業特別会計

議案第 1 1 号

令和 2 年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算

令和 2 年度富山市の牛岳温泉健康センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 6 , 1 6 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		27
	1 使用料	27
2 繰入金		46,137
	1 一般会計繰入金	46,137
歳入合計		46,164

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 牛岳温泉事業費		46,164
	1 牛岳温泉事業費	46,164
歳 出 合 計		46,164

牛岳温泉スキー場事業特別会計

議案第 1 2 号

令和 2 年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算

令和 2 年度富山市の牛岳温泉スキー場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 5 6 , 5 2 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業収入		100,000
	1 事業収入	100,000
2 繰入金		47,179
	1 一般会計繰入金	47,179
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		545
	1 市預金利子	1
	2 雑入	544
5 市債		8,800
	1 市債	8,800
歳入合計		156,525

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 スキー場事業費		121,193
	1 スキー場事業費	121,193
2 公債費		35,332
	1 公債費	35,332
歳 出 合 計		156,525

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
スキーマ場 整備事業費	8,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

競 輪 事 業 特 別 会 計

議案第 1 3 号

令和 2 年度富山市競輪事業特別会計予算

令和 2 年度富山市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3 , 3 3 2 , 2 4 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 競輪事業収入		13,277,921
	1 競輪事業収入	13,277,921
2 財産収入		1,712
	1 財産運用収入	1,712
3 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸収入		51,610
	1 市預金利子	50
	2 雑入	51,560
歳入	合計	13,332,243

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 競輪費		13,326,924
	1 競輪費	13,326,924
2 公債費		5,319
	1 公債費	5,319
歳 出 合 計		13,332,243

農業集落排水事業特別会計

議案第 1 4 号

令和 2 年度富山市農業集落排水事業特別会計予算

令和 2 年度富山市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 4 7 6, 5 3 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,000
	1 分担金	1,000
2 使用料及び手数料		316,025
	1 使用料	316,025
3 国庫支出金		70,000
	1 国庫補助金	70,000
4 繰入金		1,047,312
	1 一般会計繰入金	1,047,312
5 諸収入		29,802
	1 雑入	29,802
6 市債		12,400
	1 市債	12,400
歳入合計		1,476,539

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 農業集落排水整備費		553,718
	1 管理費	534,718
	2 農業集落排水建設費	19,000
2 公債費		922,821
	1 公債費	922,821
歳 出 合 計		1,476,539

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農業集落排水事業費	12,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

公設地方卸売市場事業特別会計

議案第 1 5 号

令和 2 年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算

令和 2 年度富山市の公設地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 6 3 , 1 2 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		177,173
	1 使用料	177,173
2 繰入金		161,690
	1 一般会計繰入金	161,690
3 諸収入		24,261
	1 雑入	24,261
歳入合計		363,124

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公設地方卸売市場費		265,753
	1 総務管理費	211,637
	2 建設事業費	54,116
2 公債費		97,371
	1 公債費	97,371
歳 出 合 計		363,124

軌道整備事業特別会計

議案第 16 号

令和 2 年度富山市軌道整備事業特別会計予算

令和 2 年度富山市の軌道整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27,698 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 28 日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		22,080
	1 使用料	22,080
2 財産収入		15
	1 財産運用収入	15
3 寄附金		3,400
	1 寄附金	3,400
4 諸収入		214
	1 雑入	214
5 繰越金		1,989
	1 繰越金	1,989
歳入合計		27,698

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 軌道整備事業費		27,698
	1 軌道整備事業費	27,698
歳 出 合 計		27,698

賃貸住宅・店舗事業特別会計

議案第 1 7 号

令和 2 年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算

令和 2 年度富山市の賃貸住宅・店舗事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 6 0 , 6 3 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		116,751
	1 使用料	116,751
2 国庫支出金		7,364
	1 国庫補助金	7,364
3 財産収入		49
	1 財産運用収入	49
4 諸収入		13,580
	1 雑入	13,580
5 繰入金		22,888
	1 基金繰入金	22,888
歳入合計		160,632

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 賃貸住宅・店舗事業費		79,648
	1 総務費	79,648
2 公債費		80,984
	1 公債費	80,984
歳 出 合 計		160,632

水 道 事 業 会 計

議案第 18 号

令和 2 年度富山市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度富山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 栓 数	1 8 9 , 9 5 8 栓
(2) 年 間 総 給 水 量	4 4 , 1 8 6 , 0 0 0 m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	1 2 1 , 0 5 8 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配 水 施 設 費	3 , 8 8 9 , 9 8 9 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水 道 事 業 収 益	7 , 8 7 9 , 2 7 7 千円	
第 1 項 営 業 収 益	6 , 6 8 2 , 7 7 7 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益	1 , 1 9 2 , 0 8 0 千円	
第 3 項 特 別 利 益	4 , 4 2 0 千円	
	支	出
第 1 款 水 道 事 業 費	7 , 3 2 1 , 9 0 9 千円	
第 1 項 営 業 費 用	6 , 4 2 3 , 9 4 7 千円	
第 2 項 営 業 外 費 用	8 8 5 , 3 2 4 千円	
第 3 項 特 別 損 失	1 1 , 6 3 8 千円	
第 4 項 予 備 費	1 , 0 0 0 千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4, 102, 260 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1, 001, 552 千円、当年度分損益勘定留保資金 2, 787, 157 千円及び当年度分消費税及び

地方消費税資本的収支調整額 3 1 3 , 5 5 1 千円で補填するものとする。) 。

収		入
第 1 款	資 本 的 収 入	2 , 5 1 6 , 7 9 3 千円
第 1 項	企 業 債	1 , 9 1 4 , 2 0 0 千円
第 2 項	他 会 計 出 資 金	8 2 , 1 0 5 千円
第 3 項	他 会 計 負 担 金	1 8 , 4 8 1 千円
第 4 項	固 定 資 産 売 却 代 金	6 , 7 6 4 千円
第 5 項	国 庫 補 助 金	3 9 8 , 2 8 0 千円
第 6 項	工 事 負 担 金	9 6 , 9 6 3 千円
支		出
第 1 款	資 本 的 支 出	6 , 6 1 9 , 0 5 3 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	4 , 2 5 5 , 0 5 9 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	2 , 3 6 3 , 9 9 4 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水施設整備事業費	1,914,200千円	普通貸借又は証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、2 , 4 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、

次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 778,487千円 |
| (2) 交際費 | 168千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、66,899千円と定める。

令和2年2月28日提出

富山市長 森 雅 志

工業用水道事業会計

議案第 19 号

令和 2 年度富山市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度富山市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	18 事業所
(2) 年間総給水量	31,609,000 m ³
(3) 1 日平均給水量	86,600 m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 工業用水道事業収益		482,536 千円
第 1 項 営業収益		453,658 千円
第 2 項 営業外収益		28,878 千円
	支	出
第 1 款 工業用水道事業費		363,594 千円
第 1 項 営業費用		321,877 千円
第 2 項 営業外費用		39,817 千円
第 3 項 特別損失		1,800 千円
第 4 項 予備費		100 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 203,183 千円は、減債積立金 139,258 千円、過年度分損益勘定留保資金 58,115 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,810 千円で補填するものとする。）。

	収	入
第 1 款 資本的収入		10,034 千円

第1項	固定資産売却代金	34千円
第2項	工事負担金	10,000千円
	支	出
第1款	資本的支出	213,217千円
第1項	建設改良費	73,959千円
第2項	企業債償還金	139,258千円
	(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、140,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款工業用水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 30,180千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、110千円と定める。

令和2年2月28日提出

富山市長 森 雅 志

公共下水道事業会計

議案第 20 号

令和 2 年度富山市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度富山市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	1 2 4 , 2 9 3 戸
(2) 年間総処理水量	5 6 , 8 4 1 , 1 3 3 m ³
(3) 1 日平均処理水量	1 5 5 , 7 2 9 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
公共下水道築造費	3 , 5 7 3 , 0 0 0 千円
流域関連公共下水道築造費	1 2 3 , 0 0 0 千円
特定環境保全公共下水道築造費	4 9 9 , 0 0 0 千円
流域関連特定環境保全公共下水道築造費	2 1 9 , 0 0 0 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款	下水道事業収益	1 6 , 8 2 8 , 9 3 0 千円
第 1 項	営業収益	1 2 , 0 2 8 , 2 2 5 千円
第 2 項	営業外収益	4 , 8 0 0 , 7 0 5 千円
支		出
第 1 款	下水道事業費	1 4 , 8 9 7 , 4 0 5 千円
第 1 項	営業費用	1 2 , 6 1 0 , 0 6 6 千円
第 2 項	営業外費用	2 , 2 7 0 , 3 3 9 千円
第 3 項	特別損失	1 6 , 0 0 0 千円
第 4 項	予備費	1 , 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6 , 9 2 2 , 4 6 6 千円

は、過年度分損益勘定留保資金 3 1 1, 6 5 9 千円、当年度分損益勘定留保資金 6, 3 4 9, 3 4 9 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2 6 1, 4 5 8 千円で補填するものとする。
)。

		収	入
第 1 款	資 本 的 収 入		8, 3 3 5, 7 4 1 千円
第 1 項	企 業 債		4, 6 6 0, 9 4 8 千円
第 2 項	国 庫 補 助 金		1, 7 2 6, 0 0 0 千円
第 3 項	他 会 計 出 資 金		1, 7 3 0, 1 8 7 千円
第 4 項	負 担 金 及 び 分 担 金		2 1 3, 3 7 8 千円
第 5 項	貸 付 金 返 還 金		5, 2 2 8 千円
		支	出
第 1 款	資 本 的 支 出		1 5, 2 5 8, 2 0 7 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		5, 1 9 2, 2 5 5 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		1 0, 0 5 5, 9 5 2 千円
第 3 項	投 資		1 0, 0 0 0 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	長江東町第 2貯留池整 備事業費	560,000千円	令和 2 年度	297,000千円
				令和 3 年度	263,000千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業費	3,734,600千円	普通貸借又は証券発行	5.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
借換費	926,348千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 567,228千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、76,790千円である。

令和2年2月28日提出

富山市長 森 雅 志

病 院 事 業 会 計

議案第 2 1 号

令和 2 年度富山市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度富山市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一 般	精 神	感 染 症	計
5 8 9 床	5 0 床	6 床	6 4 5 床

(2) 年 間 患 者 数

入 院	1 6 4 , 8 5 5 人	外 来	2 7 9 , 6 9 3 人
-----	-----------------	-----	-----------------

(3) 一 日 平 均 患 者 数

入 院	4 5 2 人	外 来	1 , 1 5 1 人
-----	---------	-----	-------------

(4) 主要な建設改良事業

施設工事費及び資産購入費	6 5 3 , 0 1 9 千円
--------------	------------------

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 病院事業収益	1 4 , 1 0 8 , 5 6 3 千円
--------------	------------------------

第 1 項 医 業 収 益	1 3 , 1 0 0 , 9 7 3 千円
---------------	------------------------

第 2 項 医 業 外 収 益	1 , 0 0 7 , 5 8 0 千円
-----------------	----------------------

第 3 項 特 別 利 益	1 0 千円
---------------	--------

支 出

第 1 款 病院事業費	1 4 , 2 5 1 , 6 4 9 千円
-------------	------------------------

第 1 項 医 業 費 用	1 3 , 9 9 3 , 7 2 4 千円
---------------	------------------------

第 2 項 医 業 外 費 用	2 5 7 , 6 2 5 千円
-----------------	------------------

第 3 項 予 備 費	3 0 0 千円
-------------	----------

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本

的収入額が資本的支出額に対し不足する額 631,251 千円は過年度分損益勘定留保資金 571,886 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 59,365 千円で補填するものとする。)

収		入
第 1 款	資本的収入	761,724 千円
第 1 項	企業債	644,900 千円
第 2 項	出資金	113,677 千円
第 3 項	県補助金	3,137 千円
第 4 項	寄附金	10 千円
支		出
第 1 款	資本的支出	1,392,975 千円
第 1 項	建設改良費	653,019 千円
第 2 項	企業債償還金 (企業債)	739,956 千円

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業建設改良事業費	644,900千円	普通貸借又は証券発行	5.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、

次のとおりと定める。

(1) 第1款病院事業費のうち、第1項医業費用、第2項医業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,726,298千円

(2) 交際費 360千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、349,407千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,551,379千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
取得する資産	医療器械	手術顕微鏡	1台

令和2年2月28日提出

富山市長 森 雅 志

議案第 2 2 号

富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 4 項を加える。

- 4 年額による報酬を受ける特別職の職員が、任期満了となり辞職し、失職し、又は死亡したときは、その職を退いた日までの報酬を支給する。
- 5 第 1 項の規定により月額による報酬を受ける特別職の職員に報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 6 第 1 項又は第 4 項の規定により年額による報酬を受ける特別職の職員に報酬を支給する場合であって、年度の初日から支給するとき以外のとき、又は年度の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その年度の現日数を基礎として日割りによって計算する。
- 7 前各項の規定により難い特別の事情がある場合には、任命権者が別に定める方法により支給することができる。

第 4 条第 3 号を次のように改める。

- (3) 年額と定められている者に対しては、毎年 3 月 3 1 日（分割し

て支給する場合にあっては、任命権者が別に定める日)

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により難い特別の事情がある場合には、任命権者が別に定める日に支給することができる。

別表中

「

選挙長・開票管理者	日額 10,800円	市長が任命権者と協議して定める額
投票所の投票管理者	日額 12,800円	
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円	
投票所の投票立会人及び不在者投票における投票立会人のうち選挙管理委員会が任命したもの	日額10,900円を超えない範囲内において任命権者が定める額	
期日前投票所の投票立会人	日額9,600円を超えない範囲内において任命権者が定める額	
開票立会人・選挙立会人	日額 8,900円	
審理員	日額 30,000円	

を

「

スポーツ推進委員	年額 18,600円	市長が任命権者と協議して定める額
審理員	日額 30,000円	
国民生活基礎調査員及び社会保障・人口問題基本調査員	国が定める単価に基づき任命権者が定める額	
保育所の嘱託医及び嘱託歯科医	年額 一の保育所につき次に掲げる額の合計額 (1) 43,000円 (2) 209円に任命権者が定める乳幼児の数を乗じて得た額 (3) 職務(定期の健康診断その他任命権者が定める職務を除く。)を行うため出勤したとき。1日につき10,000円	
学校医(学校保健安全法(昭和33年法律第56号))	年額 一の学校につき次に掲げる額の合計額	

第32条第1項の規定に基づき置かれる医師を含む。) 及び学校歯科医	(1) 110,000円 (2) 209円に任命権者が定める児童生徒等の数を乗じて得た額 (3) 職務(定期の健康診断その他任命権者が定める職務を除く。)を行うため出勤したとき。1日につき26,400円を超えない範囲内で任命権者が定める額
学校薬剤師	年額 一の学校につき次に掲げる額の合計額 (1) 109,900円 (2) 職務(任命権者が定める職務を除く。)を行うため出勤したとき。1日につき17,600円
産業医	日額 26,400円
投票所の投票管理者	日額 12,800円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円
開票管理者及び選挙長	日額 10,800円
投票所の投票立会人及び不在者投票における投票立会人のうち選挙管理委員会が任命したもの	日額10,900円を超えない範囲内において任命権者が定める額
期日前投票所の投票立会人	日額9,600円を超えない範囲内において任命権者が定める額
開票立会人及び選挙立会人	日額 8,900円

に

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 2 3 号

富山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
富山市証人等の実費弁償に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、日当」を「、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料（以下この条において「鉄道賃等」という。）」に、「日当の」を「鉄道賃等の」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 4 号

富山市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

富山市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号中「、死亡」を「死亡」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富山市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第 2 5 号

富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 森 雅 志

富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
富山市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 6 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項第 2 号中「2 2, 1 0 0 円」を「2 2, 4 0 0 円」
に改める。

第 2 5 条第 1 項及び第 2 項中「した場合」の次に「（別表第 6 に規
定する夜間診療等業務手当の支給を受ける場合を除く。）」を加える。

別表第 6 の 1 2 医療・保健業務手当の項中

「

ア 医長	月額	5 5, 0 0 0 円	を
イ その他の医師	月額	5 0, 0 0 0 円	

」

「

ア 主幹	月額	6 5, 0 0 0 円	に改め、同表
イ 医長	月額	5 5, 0 0 0 円	
ウ その他の医師	月額	5 0, 0 0 0 円	

」

の 1 3 夜間診療等業務手当の項を次のように改める。

1 3 夜間 診療等業 務手当	(1) 医師（管理職手当の支 給を受ける者を除く。） 又は歯科医師（次号に該 当する者を除く。）が正 規の勤務時間外に救急診 療等業務に従事するため 自宅における待機を命ぜ られたとき。	1 回 8 0 0 円
-----------------------	--	-------------

	(2) 医師又は歯科医師（ア にあつては管理職手当の 支給を受ける者に限り、 イにあつては管理職手当 の支給を受ける医師に限 る。）が正規の勤務時間 外に次の救急診療等業務 に1時間以上従事したと き。	
	ア イ以外の救急診療等 業務	1時間 1,500円
	イ 緊急かつ高度な救急 救命の処置	1時間 5,000円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 26 号

富山市特別職の指定等に関する条例及び富山市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件

富山市特別職の指定等に関する条例及び富山市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 28 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市特別職の指定等に関する条例及び富山市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例

(富山市特別職の指定等に関する条例の一部改正)

第 1 条 富山市特別職の指定等に関する条例(平成 24 年富山市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「72 万円」を「74 万 9,000 円」に改める。

(富山市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正)

第 2 条 富山市特別職の職員の退職手当支給条例(平成 17 年富山市条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 6 号中「100 分の 18」を「100 分の 20」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件
富山市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 28 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市公民館条例の一部を改正する条例
富山市公民館条例（平成 17 年富山市条例第 258 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 富山市立八尾公民館の項中「八尾町福島 80 番地」を「八尾町東町 2108 番地 10」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

富山市食品衛生条例の一部を改正する条例制定の件
富山市食品衛生条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 28 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市食品衛生条例の一部を改正する条例

富山市食品衛生条例（平成 17 年富山市条例第 172 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 50 条第 2 項の規定に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準」を削る。

第 2 条を次のように改める。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）

第 2 条 政令第 8 条第 1 項の規定による食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
 - (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。
- 2 政令第 8 条第 1 項の規定による食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

第 3 条を削る。

第 4 条の見出し中「届出等」を「届出」に改め、同条第 1 項中「法第 62 条第 3 項に規定する施設」を「学校、病院」に改め、「食品」の次に「（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 1 項に規定する食品をいう。）」を加え、同条第 3 項を削り、同条を第 3 条

とする。

第 5 条及び第 6 条を削り、第 7 条を第 4 条とする。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の富山市食品衛生条例第 1 条から第 3 条まで、第 4 条第 3 項、第 5 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 3 年 5 月 3 1 日までの間は、なおその効力を有する。

議案第 29 号

富山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 28 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

富山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成 17 年富山市条例第 176 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「3 年」を「5 年」に改める。

第 11 条第 4 項中「受けさせるよう努め」を「第 3 条第 2 項の有効期間ごとに 1 回以上受けさせ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に受けている富山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 3 条第 1 項の規定による登録（同条第 5 項の規定により当該登録の有効期間の起算日がこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後となるものを除く。）の有効期間については、改正後の富山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（次項において「新条例」という。）第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後に受けた富山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 3 条第 3 項の規定による更新の登録であって、同条第 5 項の規定により当該登録の有効期間の起算日が施行日前となるものの有効

期間については、新条例第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 30 号

富山市興行場法施行条例の一部を改正する条例制定の件
富山市興行場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 2 年 2 月 28 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市興行場法施行条例の一部を改正する条例
富山市興行場法施行条例（平成 24 年富山市条例第 57 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第
8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 1 号

富山市動物愛護管理員条例制定の件
富山市動物愛護管理員条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市動物愛護管理員条例

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第
3 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、動物愛護管理員を置く。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 3 2 号

富山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

富山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 基本方針（第 3 条）

第 3 章 設備及び運営に関する基準（第 4 条—第 3 3 条）

第 4 章 雑則（第 3 4 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号。以下「法」という。）第 6 8 条の 5 第 1 項の規定に基づき、無料低額宿泊所（法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（無料低額宿泊所の範囲）

第 2 条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている場合その他事業の主たる目的が生計困難者のために無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが

明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次のいずれかの事項を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

第2章 基本方針

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるかどうかについて常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

（構造設備等の一般原則）

第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気その他の入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

（職員等の資格要件）

第6条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）が、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

（暴力団員等の排除）

第7条 無料低額宿泊所の設置者（法人にあっては、その役員）及び職員（施設長を含む。第23条を除き、以下同じ。）は、暴力団員（富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）又

は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

- 2 無料低額宿泊所は、その運営について暴力団員の支配を受けてはならない。

(運営規程)

第8条 無料低額宿泊所は、施設の運営についての規則で定める重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、運営規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第9条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第10条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(規模)

第11条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第12条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）

）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等により、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 第6条第1項及び第7条第1項の要件を満たす者が施設長のみの場合 4以下

(2) 第6条第1項及び第7条第1項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上の場合 8以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

(1) 第6条第1項及び第7条第1項の要件を満たす者が施設長のみの場合 20人以下

(2) 第6条第1項及び第7条第1項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上の場合 40人以下

5 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）は、サテライト型住居について、第10条各項に規定する記録のほか、第22条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（設備の基準）

第13条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備その他の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。
ただし、規則で定める場合にあっては、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 浴室
- (6) 洗濯室又は洗濯場

4 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

- (1) 共用室
- (2) 相談室
- (3) 食堂

5 第3項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第14条 前条第2項から第4項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

(職員配置の基準)

第15条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第16条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者

のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、1年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。
- 5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。
- 6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。
- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

（入退居）

第17条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者

の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所その他の都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第18条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 居室使用料

(3) 共益費

(4) 光熱水費

(5) 日用品費

(6) 基本サービス費

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、規則で定める。

(サービス提供の方針)

第19条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

ない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が1つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第20条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第21条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第22条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第23条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第24条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとと

もに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第25条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるように、職員の勤務体制を整備しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第26条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第27条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症及び食中毒並びに害虫が発生し、及びまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第28条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、規則で定めるところにより、無料低額宿泊所が日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

(掲示及び公表)

第29条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終

了後 3 月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第 30 条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第 31 条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第 32 条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 33 条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市長、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処

置について記録しなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第12条及び第14条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 3 3 号

富山市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

富山市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
富山市重度心身障害者医療費助成条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「ある者、又は」を「あるもの、」に、「された者」を「されたもの、又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 2 項の規定により当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が同条第 3 項に規定する 1 級であるもの」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 3 4 号

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例
富山市国民健康保険条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条中「6 1 0, 0 0 0 円」を「6 3 0, 0 0 0 円」に改める。

第 3 7 条中「1 6 0, 0 0 0 円」を「1 7 0, 0 0 0 円」に改める。

第 4 1 条第 1 項第 2 号中「2 8 0, 0 0 0 円」を「2 8 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 1 0, 0 0 0 円」を「5 2 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富山市国民健康保険条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 3 5 号

富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件
富山市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 森 雅 志

富山市保育所条例の一部を改正する条例
富山市保育所条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 富山市立西田地方保育所の項及び富山市立豊田保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 6 号

富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年富山市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「5 年間」を「1 0 年間」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 7 号

富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部を改正する条例制定の件

富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 森 雅 志

富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部を改正する条例
富山市まちなか総合ケアセンター条例（平成 2 8 年富山市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

別表通所利用の部 9 時 3 0 分から 1 3 時までの項の次に次のように加える。

9 時 3 0 分から 1 5 時 3 0 分まで	5, 1 0 0
---------------------------	----------

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 8 号

富山市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
富山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市印鑑条例の一部を改正する条例

富山市印鑑条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 0 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「次の各号のいずれかに該当する」を「1 5 歳未満の」に改め、同項各号を削る。

第 1 4 条第 1 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

第 1 7 条から第 2 0 条までを削り、第 2 1 条を第 1 7 条とし、第 2 2 条から第 2 4 条までを 4 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

富山市附属機関設置条例及び富山市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

富山市附属機関設置条例及び富山市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定
める。

令和 2 年 2 月 28 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市附属機関設置条例及び富山市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(富山市附属機関設置条例の一部改正)

第 1 条 富山市附属機関設置条例（平成 27 年富山市条例第 1 号）の
一部を次のように改正する。

別表 3 病院事業管理者の附属機関の表富山市民病院臨床研修管理
委員会の項の次に次のように加える。

富山市民病 院医療事故 調査委員会	市民病院において発生 した医療事故に関する 事項について調査審議 する事務	医療事 故ごと に 10 人以内	委嘱の日から当 該医療事故の調 査審議が終了し た日まで
-------------------------	--	---------------------------	---------------------------------------

別表 3 病院事業管理者の附属機関の表富山まちなか病院倫理委員
会の項中「富山市立富山まちなか病院」の次に「（以下この表にお
いて「まちなか病院」という。）」を加え、同表に次のように加え
る。

富山まちな か病院医療 事故調査委 員会	まちなか病院において 発生した医療事故に関 する事項について調査 審議する事務	医療事 故ごと に 10 人以内	委嘱の日から当 該医療事故の調 査審議が終了し た日まで
-------------------------------	--	---------------------------	---------------------------------------

(富山市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正)

第2条 富山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年富山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

介護認定審査会及び障害支援区分判定審査会	合議体の長	日額 19,000円
	合議体の長以外の委員	日額 17,000円

を

「

介護認定審査会及び障害支援区分判定審査会	合議体の長	日額 19,000円
	合議体の長以外の委員	日額 17,000円
富山市民病院医療事故調査委員会及び富山まちなか病院医療事故調査委員会	委員長	日額 19,000円
	委員長以外の委員	日額 17,000円

に

改め、「障害支援区分判定審査会委員」の次に「並びに富山市民病院医療事故調査委員会委員及び富山まちなか病院医療事故調査委員会委員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 4 0 号

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 森 雅 志

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
富山市病院事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

別表検査料の部中

「

内臓脂肪検査料

2,000円

」を

「

大腸CT検査料

21,980円

内臓脂肪検査料

2,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 1 号

富山市自転車競走実施条例の一部を改正する条例制定の件
富山市自転車競走実施条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 森 雅 志

富山市自転車競走実施条例の一部を改正する条例
富山市自転車競走実施条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 2 3 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、富山競輪場以外の
の法第 4 条第 5 項に規定する競輪場において開催することができる。
第 4 条中「2 0 円以上において市長が定める額とする」を「市長が
別に定める」に改める。

第 6 条第 2 項中「競技実施法人」を「他の地方公共団体、競技実施
法人」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 2 号

富山で働き・学ぶ生き方応援奨学基金条例制定の件
富山で働き・学ぶ生き方応援奨学基金条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 森 雅 志

富山で働き・学ぶ生き方応援奨学基金条例

(設置)

第 1 条 本市の富山で働き・学ぶ生き方応援奨学資金に充てるため、富山で働き・学ぶ生き方応援奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金の額は、前条に規定する目的のため寄附された金額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、富山で働き・学ぶ生き方応援奨学資金に関する事業の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、富山で働き・学ぶ生き方応援奨学資金に関する事業の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 4 3 号

富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件
富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 森 雅 志

富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

富山市公設地方卸売市場条例（平成 2 2 年富山市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 条」を「第 5 条の 2」に、「第 5 1 条」を「第 5 1 条の 2」に、「第 6 3 条」を「第 6 2 条の 2」に改める。

第 1 条中「及び富山県卸売市場条例（昭和 4 6 年富山県条例第 3 7 号。以下「県条例」という。）」を削る。

第 5 条第 2 項中「法第 5 8 条第 1 項」を「第 6 条の 2 第 1 項」に、「富山県知事」を「市長」に改め、「業務」の次に「（市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）」を加え、第 1 章中同条の次に次の 1 条を加える。

（市の責務）

第 5 条の 2 市は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者（第 1 4 条第 1 項の規定により市長の許可を受けて、市場において仲卸しの業務（市長が市場内に設置する店舗において、卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調整して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（卸売業務の許可）

第6条の2 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、第3条第1項の取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 申請者が仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者であるとき。

(6) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち第1号から第3号まで又は前号のいずれかに該当する者があるとき。

(7) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

第7条第1項中「富山県知事」を「市長」に改め、「許可」の次に「の通知」を加える。

第11条の次に次の5条を加える。

(卸売業務の許可の取消し)

第11条の2 市長は、卸売業者が第6条の2第4項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなっ

たと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由なく第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第7条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由なく第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由なく引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由なくその業務を遂行しないとき。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併又は分割)

第11条の3 卸売業者が事業（卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該卸売の業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第6条の2第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第6条の2第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第11条の3第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは分割により当該卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(卸売業務の相続)

第11条の4 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が

2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この条において同じ。)が、被相続人の行っていた卸売の業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

3 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があった旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第6条の2第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

5 第6条の2第4項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、第6条の2第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第11条の4第1項の認可の申請」と読み替えるものとする。

6 第1項の認可を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。
(名称変更等の届出)

第11条の5 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

(3) 商号を変更したとき。

(4) 法人である場合にあっては、資本若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

(5) 卸売の業務を廃止したとき。

2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出等)

第11条の6 卸売業者は、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省

令第52号)第21条第1項に定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書(同条第3項に規定する財務に関する情報が記載された部分に限る。)について閲覧の申出があった場合には、同条第4項に規定する正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

第12条第3項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第13条中「(次条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務(市長が市場内に設置する店舗において、市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調整して販売する業務をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)」を削る。

第14条第4項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第3号及び第5号中「市場の」を削り、同項第6号中「及び」を「又は」に改める。

第18条第1項中「市場における」を削り、同条第2項中「市場における」を削り、「当該業務」を「当該仲卸しの業務」に改め、同条第4項中「当該」の次に「仲卸しの」を加える。

第19条第1項中「市場における」を削り、「その者」の次に「。以下この条において同じ。」を加える。

第20条第1項第4号中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改める。

第22条第4項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第4号中「及び」を「又は」に改める。

第26条第1項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第34条及び第35条を次のように改める。

第34条 削除

(売買取引の条件の公表)

第35条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表しなければならない。

第42条の見出し中「報告」を「報告等」に改め、同条第1項中「次に掲げる」を「当日卸売をする」に改め、「当該物品ごとに」を削り、同項各号を削り、同条第2項中「次に掲げる」を「当日卸売をした」に改め、同項各号を削り、同条に次の1項を加える。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として規則で定めるものを定期的に公表しなければならない。

第3章中第51条の次に次の1条を加える。

(決済の方法)

第51条の2 市場における売買取引の決済は、第44条から前条までに定めるもののほか、取引参加当事者間で決定した支払方法により、取引参加当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

第52条第1項を削り、同条第2項中「前項の規則で定める物品の品質管理の方法に従わ」を「食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守し、生鮮食料品等を適正に管理し」に改め、同項を同条とする。

第6章中第62条の次に次の1条を加える。

(指導及び助言)

第62条の2 市長は、この条例の規定を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言その他の措置をとることができる。

第65条第1項中「科し」の次に「、第6条の2第1項の許可を取り消し」を加える。

第66条第1項中「県条例第22条及び第22条の2第1項の規定に基づき」を「市場の業務の運営及び売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため」に改め、同条第5項中「委員会」を「協議会」に改める。

第67条を次のように改める。

第67条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の富山市公設地方卸売市場条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 4 4 号

富山市漁港管理条例の一部を改正する条例制定の件
富山市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 森 雅 志

富山市漁港管理条例の一部を改正する条例
富山市漁港管理条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 2 2 号）の一部を
次のように改正する。

第 8 条第 4 項中「1 月（工作物の設置を目的とする占用にあつては
3 年）」を「1 0 年」に改める。

第 1 5 条第 4 号中「第 1 4 条」を「前条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 5 号

富山市林道条例の一部を改正する条例制定の件
富山市林道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市林道条例の一部を改正する条例
富山市林道条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 2 0 号）の一部を次の
ように改正する。

別表大山小原線の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 6 号

富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
富山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 森 雅 志

富山市手数料条例の一部を改正する条例

富山市手数料条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 0 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 8 5 の 8 の項中「場合」の次に「（3 に掲げる場合を除く。）」を加え、

「

		オ 建築物の床面積 の合計が 2 5 , 0 0 0 平方メートル 以上のもの 8 7 0 , 0 0 0 円
--	--	---

を

」

「

		オ 建築物の床面積 の合計が 2 5 , 0 0 0 平方メートル 以上のもの 8 7 0 , 0 0 0 円
3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 9 条第 1 項の規定に基づく申請がある場合における当該申請に係る他の建築物（同条第 3 項に規定する他の建築物をいう。以下この項、8 5 の 9 の項、8 5 の 1 2 の項及び 8 5 の 1 4 の	8 5 の 1 1 の項の 1 の (3) イに掲げる額

に

	項において同じ。) であるとき又は同法第30条第1項の規定に基づく認定を受けた他の建築物である場合	
--	---	--

」

改め、同表85の9の項中「場合」の次に「(3に掲げる場合を除く。)」を加え、

「

		オ 建築物の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 530,000円	を
--	--	---	---

」

「

		オ 建築物の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 530,000円	に
3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく申請がある場合における当該申請に係る他の建築物であるとき又は同法第30条第1項の規定に基づく認定を受けた他の建築物である場合	85の11の項の1の(3)イに掲げる額	

」

改め、同表85の12の項中「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物をいう。85の14の項において同じ。)」を削り、同表85の15の項第1号中「第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下この項にお

いて「性能基準」という。）」を「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による評価方法（以下この項において「簡易計算法」という。）並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準による評価方法（以下この項において「仕様確認法」という。）以外の評価方法」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下この項において「仕様基準」という。）」を「簡易計算法又は仕様確認法」に改め、同項第2号中「性能基準」を「簡易計算法及び仕様確認法以外の評価方法」に、「仕様基準」を「簡易計算法又は仕様確認法」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 4 7 号

富山市市街化調整区域における開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市市街化調整区域における開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 森 雅 志

富山市市街化調整区域における開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

富山市市街化調整区域における開発行為等の許可の基準に関する条例（平成 1 8 年富山市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山市開発行為等の許可の基準に関する条例

第 1 条中「第 3 3 条第 4 項」を「第 3 3 条第 3 項及び第 4 項」に改め、「市街化調整区域における」を削る。

第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条第 2 項第 1 号中「第 5 条第 2 項各号」を「前条第 2 項各号」に改め、同条を第 7 条とし、第 2 条から第 5 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（法第 3 3 条第 3 項の条例で定める技術的細目に定められた制限の緩和）

第 2 条 政令第 2 5 条第 6 号の技術的細目に定められた制限における開発区域の面積の最低限度は、法第 3 3 条第 3 項の規定により、1 ヘクタールとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第35条の2の規定によりされた許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の富山市開発行為等の許可の基準に関する条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 4 8 号

富山市まちなか賑わい広場等条例の一部を改正する条例制定の件

富山市まちなか賑わい広場等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 森 雅 志

富山市まちなか賑わい広場等条例の一部を改正する条例

富山市まちなか賑わい広場等条例（平成 1 9 年富山市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2（備考を除く。）を次のように改める。

別表第 2（第 8 条関係）

種別		使用時間区分による金額 (円)				超過料金 1 時間につき (円)
		10 時 ～ 14 時	14 時 ～ 18 時	18 時 ～ 22 時	10 時 ～ 22 時	
第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号及 び第 4 号に掲げ る行為をする場 合	平日	660	830	830	1,650	250
	日曜日 、土曜 日及び 休日	1,100	1,380	1,380	2,750	420
附属設備		規則で定める額				

別表第 2 備考に次のように加える。

- 4 使用者が第 5 条第 1 項の規定により承認を受けた者である場合であって、当該承認に係る第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる行為をする者が複数あるときの使用料（附属設備の使用料を除く。）の額は、この表に定める額に当該行為をする者の数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 9 号

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等
に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等
に関する条例の一部を改正する条例

富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関
する条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 9 3 号）の一部を次のように改
正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項
」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 0 号

富山地区広域圏事務組合同規約の変更に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、富山地区広域圏事務組合同規約を次のとおり変更することについて、市議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

富山市長 森 雅 志

富山地区広域圏事務組合同規約の一部を変更する規約

富山地区広域圏事務組合同規約（昭和47年6月27日議決）の一部を次のように変更する。

第4条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 有害鳥獣焼却施設の設置及び管理

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づく富山県知事の許可があった日から施行する。

議案第 5 1 号

財産の無償譲渡の件

次のとおり建物を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

富山市長 森 雅 志

記

1 無償で譲渡する建物

ア) 富山市立西田地方保育所

- (1) 場 所 富山市西田地方町二丁目10番30号
- (2) 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建一部鉄骨造
- (3) 床 面 積 1, 8 4 3 . 0 9 m²

2 譲 渡 の 目 的 社会福祉法人富山国際学園福祉会保育事業用施設

3 譲 渡 の 相 手 方 富山市願海寺水口444番地
社会福祉法人富山国際学園福祉会
理事長 金岡 克己

議案第 5 2 号

財産の無償譲渡の件

次のとおり建物を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

富山市長 森 雅 志

記

1 無償で譲渡する建物

ア) 富山市立豊田保育所

- (1) 場 所 富山市豊田本町一丁目2番3号
- (2) 構 造 鉄筋コンクリート造2階建
- (3) 床 面 積 1, 6 9 1 . 0 0 m²

2 譲 渡 の 目 的 社会福祉法人相幸福社会保育事業用施設

3 譲 渡 の 相 手 方 富山市豊城町15番7号
社会福祉法人相幸福社会
理事長 相澤 実希

議案第 5 3 号

財産の無償譲渡の件

次のとおり土地及び建物を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

富山市長 森 雅 志

記

1 無償で譲渡する財産

ア) 土地

(1) 場 所 富山市高木東79番

(2) 面 積 183.25 m²

イ) 建物

(1) 高木地区公民館

①場 所 富山市高木東79番

②構 造 軽量鉄骨造平屋建

③床 面 積 111.33 m²

2 譲渡の目的 高木自治会集会用施設

3 譲渡の相手方 富山市高木2147番地2

高木自治会

会長 中村 勇

議案第 5 4 号

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道路線を次のとおり認定及び廃止する。

令和2年2月28日提出

富山市長 森 雅 志

市道認定調書

図面対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
8- 145	安養坊 1 6 号線	富山市 安養坊 字 道 心	215番 3地先
		富山市 安養坊 字 道 心	215番 7地先
8- 146	五艘 3 2 号線	富山市 五艘 字 村 中	1125番 8地先
		富山市 五艘 字 村 中	1125番 1地先
8- 147	五艘 3 3 号線	富山市 五艘 字 村 中	1146番 2地先
		富山市 五艘 字 狐 田 割	456番 4地先
8- 148	五艘 3 4 号線	富山市 五艘 字 村 中	1160番 15地先
		富山市 五艘 字 狐 田 割	454番 1地先
8- 149	五艘 3 5 号線	富山市 五艘 字 村 中	1160番 13地先
		富山市 五艘 字 村 中	1160番 8地先
8- 150	五艘 3 6 号線	富山市 五艘 字 村 中	1160番 20地先
		富山市 五艘 字 村 中	1160番 16地先
8- 151	五艘 3 7 号線	富山市 五艘 字 川 中 割	383番 11地先
		富山市 五艘 字 川 中 割	383番 29地先
8- 152	五艘 3 8 号線	富山市 五艘 字 川 中 割	383番 20地先
		富山市 五艘 字 川 中 割	383番 23地先
9- 168	五福 3 7 号線	富山市 五福 字 御 用 地	4997番 22地先
		富山市 五福 字 御 用 地	4997番 19地先
9- 169	五福 3 8 号線	富山市 五福 字 早 稲 田	5566番 1地先
		富山市 五福 字 早 稲 田	5619番 1地先
9- 170	寺 町 1 6 号線	富山市 寺 町 字 川 原 田	778番 1地先
		富山市 寺 町 字 川 原 田	737番 9地先
9- 171	寺 町 1 7 号線	富山市 寺 町 字 川 原 田	737番 7地先
		富山市 寺 町 字 川 原 田	754番 5地先
13- 177	中 田 1 9 号線	富山市 中 田 二 丁 目	98番 3地先
		富山市 中 田 二 丁 目	97番 7地先

図面対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
13- 225	海岸通り23号線	富山市 海岸通字極楽田割	11番 1地先
		富山市 海岸通字極楽田割	11番 3地先
17- 231	下赤江17号線	富山市 下赤江町一丁目字捨薙	10番 11地先
		富山市 下赤江町一丁目字捨薙	10番 2地先
17- 234	下赤江19号線	富山市 下赤江町二丁目字神田	22番 1地先
		富山市 下赤江町二丁目字神田	22番 8地先
17- 235	中富居22号線	富山市 上富居二丁目	50番 13地先
		富山市 中富居	75番 12地先
17- 236	中富居23号線	富山市 中富居	29番 24地先
		富山市 中富居	75番 23地先
18- 353	窪本町13号線	富山市 窪本町字東苗代割	5番 地先
		富山市 窪本町字笹山割	89番 1地先
18- 354	窪本町14号線	富山市 窪本町字笹山割	92番 24地先
		富山市 窪本町字東苗代割	6番 8地先
19- 461	上飯野新町47号線	富山市 上飯野新町三丁目	406番 16地先
		富山市 新庄町字道田割	17番 14地先
19- 556	新庄町19号線	富山市 上飯野新町三丁目	240番 35地先
		富山市 新庄町字道田割	17番 5地先
19- 557	新庄町20号線	富山市 新庄町字道田割	17番 7地先
		富山市 新庄町字道田割	17番 18地先
20- 47	新金代14号線	富山市 新金代二丁目	76番 地先
		富山市 開	687番 29地先
20- 408	開42号線	富山市 開	687番 37地先
		富山市 開	687番 37地先
20- 409	開43号線	富山市 開	677番 1地先
		富山市 開	677番 14地先

図面対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
20- 410	開 4 4 号 線	富山市 開	677番 22地先
		富山市 開	691番 1地先
20- 411	開 4 5 号 線	富山市 開	700番 1地先
		富山市 開	677番 38地先
20- 412	藤 木 7 3 号 線	富山市 藤 木	2167番 8地先
		富山市 藤 木	2167番 7地先
20- 413	藤 木 7 4 号 線	富山市 藤 木	2538番 3地先
		富山市 藤 木	2538番 7地先
22- 662	中川原 3 3 号 線	富山市 中川原字大砂田割	1番 10地先
		富山市 中川原字大砂田割	21番 2地先
22- 663	山 室 5 4 号 線	富山市 山 室 字 西 田 割	46番 4地先
		富山市 山 室 字 西 田 割	79番 5地先
22- 664	山 室 5 5 号 線	富山市 山 室 字 西 田 割	79番 7地先
		富山市 山 室 字 西 田 割	46番 30地先
22- 665	中川原 3 4 号 線	富山市 中川原字中野島割	293番 13地先
		富山市 中川原字中野島割	293番 5地先
22- 666	中川原 3 5 号 線	富山市 中川原字中野島割	173番 13地先
		富山市 中川原字中野島割	190番 1地先
23- 474	堀 川 2 7 号 線	富山市 堀 川 町	389番 11地先
		富山市 堀 川 町	389番 7地先
24- 269	黒 瀬 1 1 号 線	富山市 黒 瀬 字 大 屋 割	124番 4地先
		富山市 黒 瀬 字 大 屋 割	153番 20地先
24- 415	黒 瀬 3 1 号 線	富山市 黒 瀬 字 大 屋 割	153番 26地先
		富山市 黒 瀬 字 大 屋 割	153番 15地先
24- 416	黒 瀬 3 2 号 線	富山市 黒 瀬 字 大 屋 割	138番 10地先
		富山市 黒 瀬 字 大 屋 割	98番 6地先

図面対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
24- 417	黒 瀬 3 3 号 線	富山市 黒 瀬 字 大 屋 割	98番 4地先
		富山市 黒 瀬 字 大 屋 割	98番 3地先
24- 418	赤 田 7 0 号 線	富山市 赤 田	287番 2地先
		富山市 赤 田	287番 16地先
24- 419	蝮 川 9 号 線	富山市 蝮 川	118番 1地先
		富山市 蝮 川	35番 2地先
25- 220	塚 原 9 号 線	富山市 塚 原 字 杉 本 割	202番 6地先
		富山市 塚 原 字 杉 本 割	202番 3地先
25- 221	西 荒 屋 2 5 号 線	富山市 西 荒 屋	669番 12地先
		富山市 西 荒 屋	669番 15地先
82- 553	田 島 1 3 号 線	富山市 婦 中 町 田 島	780番 4地先
		富山市 婦 中 町 田 島	780番 1地先

市道廃止調書

図面 対照 番 号	路 線 名	起 終	点 点
13- 177	中 田 1 9 号 線	富山市 中 田 字 出 戸	98番 3地先
		富山市 中 田 字 出 戸	213番 7地先
17- 231	下 赤 江 1 7 号 線	富山市 下 赤 江 町 一 丁 目 字 捨 薙	10番 6地先
		富山市 下 赤 江 町 一 丁 目 字 捨 薙	10番 8地先
17- 232	下 赤 江 1 8 号 線	富山市 下 赤 江 町 一 丁 目 字 捨 薙	10番 11地先
		富山市 下 赤 江 町 一 丁 目 字 捨 薙	10番 12地先
19- 461	上 飯 野 新 町 4 7 号 線	富山市 上 飯 野 新 町 三 丁 目	406番 16地先
		富山市 上 飯 野 新 町 三 丁 目	407番 14地先
20- 47	新 金 代 1 4 号 線	富山市 新 金 代 二 丁 目	76番 地先
		富山市 新 金 代 二 丁 目	86番 地先
24- 269	黒 瀬 1 1 号 線	富山市 黒 瀬 字 大 屋 割	124番 4地先
		富山市 黒 瀬 字 大 屋 割	124番 14地先